

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H4～H84（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	福岡支所 平成4年度 契約地	事業実施主体	緑資源公団

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源公団が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 17,550百万円 総費用（C） 3,517百万円 分析結果（B/C） 4.99
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、約1万～1万2千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下川の平均実施回数が9.0回実施している。除伐・枝打は、実施対象年度に達していないことから未実施である。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち35.0%の周辺に一ツ瀬川水系東原ダム等が設置されている。 当該契約面積のうち8.0%の周辺に簡易水道関連施設が設置されている。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	除伐の実施に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。枝打に当たっては生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。 ただし、生育が遅い林分及び広葉樹化しつつある林分の有無及びその生育状況を適切に把握し、除伐時に広葉樹を保残するなどにより気象災害にも強い針広混交林等への誘導等の施業を実施する。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：山村における森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、今後の施業の実施に当たっては、生育状況の適切な把握に努め、干害等の被害により植栽木の良好な成長が見込めないと判断された場合には、除伐時に広葉樹を保残するなどにより針広混交林等への誘導等の施業を実施することが適当である。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 以上のことから、事業は継続する。